

防府市漁業省エネ対策支援事業実施要領

第1 趣旨

コロナ禍にあって急激な燃油価格の高騰が発生しており、漁業経営が逼迫する事態となっている。

このため、漁業者が行う省エネ対策を支援することで、経営の安定化とともに燃油高騰の影響を受けにくい経営体への転換を図る。

第2 事業主体

本事業の事業主体は、山口県漁業協同組合とする。

第3 事業の内容

事業主体は、次の事業を行うものとする。

- 1 省エネ対策緊急整備
- 2 省エネ対策緊急整備推進

第4 省エネ対策緊急整備

1 事業の内容

2に定める事業実施主体が行う次の省エネ対策に要する経費に対して助成金を交付する。

- (1) LED 集魚灯・作業灯の設置
- (2) プロペラの交換
- (3) 燃料流量計の設置
- (4) 船体改造（省エネに資するものに限る）
- (5) 漁具改良（省エネに資するものに限る）
- (6) 主機関のオーバーホール
- (7) 船底清掃

2 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、山口県漁業協同組合の防府市内の支所に所属する正組合員とする。

3 事業の実施

(1) 省エネ対策プラン

- ① 事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合は、事業実施計画である省エネ対策プランを作成するものとする。
- ② 省エネ対策プランについては、別記第1号様式による。
- ③ 事業主体は、①の届出があった場合は、以下の要件を全て満たすことを確認するものとする。

ア 届出者が、第4の2に定める事業実施主体であること。

イ 省エネ対策プランの内容が、別表第1に定める活動のうち何れか一つを選択していること。

④ ③の届出後に生じた省エネ対策プランの変更は、②及び③に準じて行うものとする。

(2) 事業完了の報告

① 事業実施主体は、事業実施後速やかに事業完了報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

② 事業完了報告書については、別記第2号様式による

③ 事業主体は事業実施主体における省エネ対策プランの実施状況について、①に基づく事業完了報告書を確認するほか、必要に応じ、事業主体が現地においてこれを確認するものとする。

4 助成金の交付

(1) 事業主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、事業実施主体に助成するものとする。

(2) 助成の対象となる経費は、第4の1の(1)から(7)までに掲げる経費とし、その助成額は別表第1のとおりとする。

(3) 事業実施主体は、事業主体に対して別記第3号様式により助成金の交付申請を行うものとする。

(4) 事業主体は、事業実施主体から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、別記第4号様式により、助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

(5) 事業実施主体は、事業完了後、事業主体に対して別記第5号様式の助成金請求書により助成金の請求を行うものとする。

(6) 事業主体は、提出のあった助成金請求書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金を交付するものとする。

5 事業実施期間

本事業の実施期間は、実施要領の施行日から令和5年3月31日までとする。

6 助成金の返還

事業主体は、本事業の実施に当たり、事業実施主体による不正な事実又は行為が判明した場合は、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

第5 省エネ対策緊急整備推進

1 事業の内容

市は、予算の範囲内において、省エネ対策緊急整備事業補助金の交付に係る事業主体の事務に必要な経費に充てるため、事業主体に省エネ対策緊急整備推進補助金を交付する。

2 対象経費

省エネ対策緊急整備推進の対象経費は、別表第2のとおりとする。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、実施要領の施行日から令和5年3月31日までとする。

第6 実績報告

事業主体は、補助金の交付決定のあった年度の3月31日までに、別記第6号様式により漁業省エネ対策支援事業の実施状況を市に報告するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

別表第1（第4の1関係）

省エネ対策緊急整備に要する経費

項目	助成対象経費	助成限度額	助成率
1. LED集魚灯・作業灯の設置	LED集魚灯・作業灯購入費及び設置に係る工事費等	1経営体につき25万円	1/4以内
2. プロペラの交換	プロペラ購入費及び設置に係る工事費等		
3. 燃料流量計の設置	燃料流量計購入費及び設置に係る工事費等	1経営体につき2万5千円	
4. 船体改造（省エネに資するものに限る）	船体改造費及び船体改造に係る工事費等	1経営体につき25万円	
5. 漁具改良（省エネに資するものに限る）	漁具費及び改良に係る工事費等		
6. 主機関のオーバーホール	オーバーホール経費及びオーバーホールに係る工事費等		
7. 船底清掃	清掃経費及び船底清掃に係る工事費等	①3トン未満 1万円 ②3トン以上 10トン未満 1万5千円 ③10トン以上 2万円 ※1経営体につき1隻のみ	

※1経営体につき1.から7.までの中から1項目のみ選択できるものとする。

※令和5年3月31日までに機器の導入、工事等を終え、支払済であるものを助成対象とする。

別表第2（第5の2関係）

省エネ対策緊急整備推進に要する経費

補助対象経費	補助限度額	補助率
省エネ対策緊急整備事業の実施に要する人件費、通信費、需要費	定額	定額

省エネ対策プラン届出書

年 月 日

山口県漁業協同組合
代表理事組合長 様

住所
事業実施主体名
(代表者氏名)

下記のとおり省エネ対策緊急整備を実施することとしたいので、防府市漁業省エネ対策支援事業実施要領第4の3の(1)の①の規定に基づき、省エネ対策プランについて届出する。

記

1 目的及び概要

2 事業計画

実施項目	実施予定時期	対象漁船名	トン数	実施内容及び期待される 燃油削減効果

3 事業費

実施項目	事業費	負担区分	
		助成金（市）	その他
	円	円	円

※ 実施項目は別表第1に定める活動のうち何れか一つを選択すること。

省エネ対策緊急整備完了報告書

年 月 日

山口県漁業協同組合
代表理事組合長 様

住所
事業実施主体名
(代表者氏名)

省エネ対策緊急整備を実施したので、防府市漁業省エネ対策支援事業実施要領第4の3の(2)の①の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業実績

実施項目	実施時期	対象漁船名	トン数	実施内容及び期待される 燃油削減効果

2 事業費

実施項目	事業費	負担区分	
		助成金（市）	その他
	円	円	円

3 添付書類

- (1) 事業に要した経費を証明する書類
- (2) 写真等事業前後の状態が分かるもの
- (3) その他事業主体が求めるもの

別記第3号様式（第4関係）

省エネ対策緊急整備助成金交付申請書

年 月 日

山口県漁業協同組合
代表理事組合長 様

住所
事業実施主体名
(代表者氏名)

下記のとおり省エネ対策緊急整備を実施することとしたいので、防府市漁業省エネ対策支援事業実施要領第4の4の(3)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

実施項目	実施予定時期	対象漁船名	トン数	申請金額
				円

別記第4号様式（第4関係）

省エネ対策緊急整備助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施主体 様

山口県漁業協同組合
代表理事組合長

年 月 日付けで申請のあった省エネ対策緊急整備事業に係る助成金について、申請
のとおり交付することを決定したので、防府市漁業省エネ対策支援事業実施要領第4の4の
（4）の規定に基づき通知します。

省エネ対策緊急整備助成金請求書

年 月 日

山口県漁業協同組合
代表理事組合長 様

住所
事業実施主体名
(代表者氏名)

年 月 日付け（番号）で承認のあった省エネ対策緊急整備事業について、防府市漁業省エネ対策支援事業実施要領第4の4の（5）の規定に基づき金 円を請求します。

記

1 請求金額

(単位：円)

項目	交付決定額 (a)	請求額 (b)	不用額 (a)-(b)	備考

2 振込先

漁業省エネ対策支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

防府市長 様

山口県漁業協同組合
代表理事組合長

防府市漁業省エネ対策支援事業実施要領第6の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 省エネ対策緊急整備

実施項目	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

2 省エネ対策緊急整備推進

実施項目	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

3 添付書類

省エネ対策緊急整備実施内訳書

添付書類

令和4年度省エネ対策緊急整備 実施内訳書

項目	実施時期	実施人数	実施隻数	燃油消費量削減効果
1 LED 集魚灯・作業灯の設置				
2 プロペラの交換				
3 燃料流量計の設置				
4 船体改造				
5 漁具改良				
6 主機関のオーバーホール				
7 船底清掃				